

作成年月日	平成20年9月16日
作成部局課名	企画県民部企画財政局 財 政 課

緊急に措置すべき事業の実施について

原油価格高騰等を踏まえた緊急の経済対策等、当初予算編成後に生じた新たな財政需要に対して、予備費や既定予算を活用し、以下の追加対策を講じる。

緊急の経済対策

明石海峡船舶事故に係るノリ養殖漁業者支援対策

医師確保対策

今後、国の「安心実現のための緊急総合対策」に係る補正予算編成の動向等を踏まえ、さらなる対応を検討する。

1 緊急の経済対策

原油・食料価格等の急激な上昇に伴う県民生活の不安を解消するとともに、原材料価格の上昇に直面している中小企業等に対し、資金繰り対策の拡充や業種転換への取り組み支援等を実施

(1) 県民生活の不安解消

生活関連物資価格動向調査期間の延長

兵庫県消費者団体連絡協議会と県が共同実施している価格動向調査の期間を延長

- ・実施期間 平成20年3月～8月 平成21年3月
- ・調査地域 38市町（神戸市除く）
- ・調査品目 生鮮・加工食品、石油関連商品等20品目

消費者相談窓口の継続設置

便乗値上げや商品・サービスの価格に関する相談を継続実施

- ・実施機関 県立生活科学センター
（総合、東播磨、姫路、西播磨、但馬、丹波、淡路）

生活福祉資金（福祉費）貸付金の融資利率の軽減（拡充）

低所得世帯を対象に兵庫県社会福祉協議会が実施している貸付について、融資利率を軽減

- ・受付期間 平成20年10月1日～平成21年3月31日

区 分	現 行	拡 充 後
融資対象者	低所得者 〔生活扶助基準の1.8倍以内 (例：2人世帯 約280万円)〕	(現行どおり)
資金使 途	日常生活上一時的に必要な経費 (担保：不要、保証人：必要)	(現行どおり)
融資限度額	500千円	100千円 (現行の500千円に上積み)
融 資 利 率	年3%	無利子
融 資 期 間	3年6ヶ月(うち据置6ヶ月)以内	(現行どおり)

社会福祉資金融資制度の融資利率の軽減（拡充）

資金繰りの悪化が懸念される社会福祉法人等を支援するため、兵庫県社会福祉協議会が実施する社会福祉資金融資のうち施設運営に必要な資金について、融資利率を軽減

・受付期間 平成 20 年 10 月 1 日～平成 21 年 3 月 31 日

区 分	現 行	拡 充 後
融資対象者	社会福祉法人、NPO法人等（現行どおり）	
資金使 途	民間社会福祉事業施設建設・運営等のための資金（現行どおり）	
融資限度額	整備資金 1,000万円 運営資金 500万円	（現行どおり）
融 資 利 率	年 3%（整備資金、運営資金）	年 3%（整備資金） 年 1.55%（運営資金）
融 資 期 間 （据置なし）	400万円以内 5年以内 600万円以内 6年以内 800万円以内 8年以内 1,000万円以内 10年以内	（現行どおり）

(2) 中小企業等の経営安定と活力向上

特別金融相談窓口の継続設置

設置する相談窓口	設 置 機 関
原油価格高騰に関する金融相談窓口	県経営振興課地域金融室及び全県民局
原油価格高騰に関する特別相談窓口	商工会議所・商工会、県信用保証協会

特別下請取引相談窓口の継続設置

原油・原材料の高騰に起因する下請取引トラブルに関する相談を継続実施

・実施機関 （財）ひょうご産業活性化センター

金融機関及び信用保証協会への対応要請

県制度融資取扱金融機関及び兵庫県信用保証協会に対し、返済条件の変更により今後返済の可能性が見込める者について、融資期間の更なる延長など、返済条件緩和等への柔軟な対応を要請

経営円滑化貸付の融資目標額及び融資限度額の引上げ（拡充）

原油価格の高騰等により資金繰りに支障を来している中小企業者を支援するため、経営円滑化貸付の融資目標額及び融資限度額を引上げ

- ・ 融資目標額 380億円 680億円
- ・ 融資限度額 5,000万円 1億円
- ・ 受付期間 平成20年10月1日～平成21年3月31日

国のセーフティネット保証に係る制度改正が行われた段階で、原材料価格の高騰に対応した対象要件の見直しについても適切に対応

区分	現 行	拡 充 後
融資対象者 (現行どおり)	下記の(1)又は(2)に該当する者 (1) 最近3ヶ月間の売上合計額が前年同期比で5%以上減少している者 (2) 下記の3要件を満たす者 最近1ヶ月の原油等の平均仕入単価が前年同期に比べて20%以上上昇 売上原価に占める原油等の仕入価格の割合が20%以上 最近3ヶ月間の平均売上高に占める原油等の平均仕入価格の割合が、前年同期比で上昇	
融資目標額	380億円	680億円
融資限度額	5,000万円	1億円
融 資 利 率	1.35% (現行どおり)	
融 資 期 間	7年(うち据置1年)以内 (現行どおり)	

設備活性化貸付の融資目標額の引上げ（拡充）

設備投資により新たな事業展開をしようとする中小企業者を支援するため、融資目標額を引上げ

- ・ 融資目標額 150億円 250億円

区分	現 行	拡 充 後
融資対象者 (現行どおり)	下記の(1)又は(2)に該当する者 (1) 新製品の生産、新規事業への進出のため、機械・設備等の新設を行う者 (2) 能力増強投資により生産能力の向上を行う者で、導入する設備等による当該製品の売上高が既存の設備等による売上高に比べ、10%以上の増加が見込まれる者	
融資目標額	150億円	250億円
融資限度額	3億円 (現行どおり)	
融 資 利 率	1.95% (現行どおり)	
融 資 期 間	10年(うち据置2年)以内 (現行どおり)	

新技術・サービス創造資金貸付制度の融資割合の引上げ（拡充）

業種転換など新事業分野への進出を促進するため、(財)ひょうご産業活性化センターが実施する貸付制度の融資割合を引上げ

- ・融資割合 70% 80%
- ・受付期間 平成20年10月1日～平成21年3月31日

区 分		現 行	拡 充 後
融 資 対 象 者 (現行どおり)	産学連携・ 事業連携	産学連携又は事業連携により実用化開発を行おうとする企業等	
	単独企業 (ものづくり・IT)	ものづくり、IT分野における新規性・独創性のある新規事業 開発に取り組む中小企業者等	
	生活・サービス 産業	生活・サービス産業における新規性・独創性のある新規事業開 発に取り組む中小企業者等	
資 金 使 途 (現行どおり)		(1)試作段階までの新製品・新技術の研究開発に要する経費 (2)マーケティング調査・ビジネスモデル開発・販路開拓に要する経費 等	
融 資 限 度 額 (現行どおり)	産学連携・ 事業連携	50,000千円	
	単独企業 (ものづくり・IT)	10,000千円	
	生活・サービス 産業	2,000千円	
融 資 割 合		必要額の70%以内	必要額の80%以内
融 資 利 率		無利子 (現行どおり)	
融 資 期 間		10年(うち3年据置)以内 (現行どおり)	

地域産業振興資金の融資割合の引上げ（拡充）

小規模企業における省エネ設備・機器の導入を促進するため、地域産業振興資金の融資割合を引上げ

- ・融資割合 70% 80%
- ・受付期間 平成20年10月1日～平成21年3月31日

区 分	現 行	拡 充 後
融資対象者	従業員10人以下の小規模企業 (現行どおり)	
資金使途	機械・設備、工場・店舗等の増改築に係る経費 (現行どおり)	
融資限度額	1,000万円 (現行どおり)	
融 資 割 合	必要額の70%以内	必要額の80%以内
融 資 利 率	無利子 (現行どおり)	
融 資 期 間	7年(うち据置1年)以内 (現行どおり)	

(3) 原油高騰等を踏まえた対策

播但連絡道路料金の割引（拡充）

原油高騰による物流コスト上昇を軽減するとともに、物流効率化及び観光振興を図る観点から、通行料金を割引

・内容

区 分	対 象 車 種	割引率	備 考
深夜割引 (平日 0時～4時)	中型車、大型車、特大車	30%	平成18年6月引下げ(30%)後料金から、更に割引
休日昼間割引 (土日祝日 9時～17時)	普通車、軽自動車		

・実施期間 平成20年10月中開始を目処に1年間

(中国自動車道及び山陽自動車道における料金割引の本格実施と同時期を予定)

・割引例（普通自動車、主な区間）

区 間	現行料金	割引後料金		割引額	
		現金利用	ETC利用	現金利用	ETC利用
姫路JCT～和田山	1,400円	1,000円	980円	400円	420円
姫路JCT～生野	950円	700円	670円	250円	280円
福崎北～和田山	950円	700円	670円	250円	280円
姫路JCT～福崎南	400円	300円	280円	100円	120円

建設企業等の経営力強化に向けた建設工事に係る入札・契約制度等の見直し

ア 最低制限価格及び調査最低制限価格の見直し

原材料費等コストが上昇する中、工事の品質確保より受注を優先した低価格での応札が生じていることから、工事の品質確保とダンピング受注の防止を図るため、最低制限価格等を見直し

・実施時期 平成20年10月

	現 行	見直し後
算 定 式	直接工事費×0.75 + 共通仮設費×0.7 + 現場管理費×0.6 + 一般管理費×0.3	直接工事費×0.85 + 共通仮設費×0.7 + 現場管理費×0.7 + 一般管理費×0.3

イ 技術・社会貢献評価の見直し

技術力と経営力に優れ、県の施策ニーズに対する貢献度の高い県内企業が受注できる環境を整備するため、「技術・社会貢献評価」点数の直近の取得状況を踏まえ、制限付き一般競争入札の参加要件点数を引上げ

・実施時期 平成20年10月

工 種	参加要件	
	現 行	見直し後
一般土木工事	5点	20点
建築工事	5点	10点
電気・管工事	5点	8点

ウ 市場価格を反映した設計単価の設定

既に実施している鋼材類及び燃料油に加え、工事費に占める割合の高い生コンクリートやアスファルト合材についても、物価変動調査の結果を踏まえ毎月改訂

・実施時期 平成20年10月

品 目	現 行	見直し後
鋼材類・燃料油	年1回全面改訂(9月) 価格変動が著しい場合(概ね±5%の変動)に改訂	価格変動があれば毎月改訂 (H20.6から実施済み)
生コン・アスファルト合材	同 上	価格変動があれば毎月改訂 (H20.10から実施)

エ 単品スライド条項の適用対象の拡大

先行的に適用している鋼材類及び燃料油に加え、受注者との協議を踏まえ、すべての建設資材について適用対象に追加

・平成20年9月10日から適用済み

区 分	現行(H20.6.13~)	見直し後
価格変動地域の捉え方	全国的な価格上昇に限定	地域的な価格上昇でも可能
対 象 品 目	鋼材・燃料油	工事請負代金に大きな影響を及ぼす全ての建設資材を対象
品 目 の 指 定	国土交通省による指定	発注者と受注者の個別協議に基づき適用対象資材を決定

オ 地元中小・中堅企業の受注機会の確保等

・受注機会の確保

小規模事業(1千万円未満)について、年度当初に設定した受注目標(対前年比90%)を確実に達成し、県内企業の受注機会を確保

・除雪業務における積算方法の改善

実働日数のみで積算していた除雪業務に係る機械の固定損料に、待機日数も加算

区 分	現 行	見直し後
機械の固定損料の積算	実働日数のみ	実働日数 + 待機日数

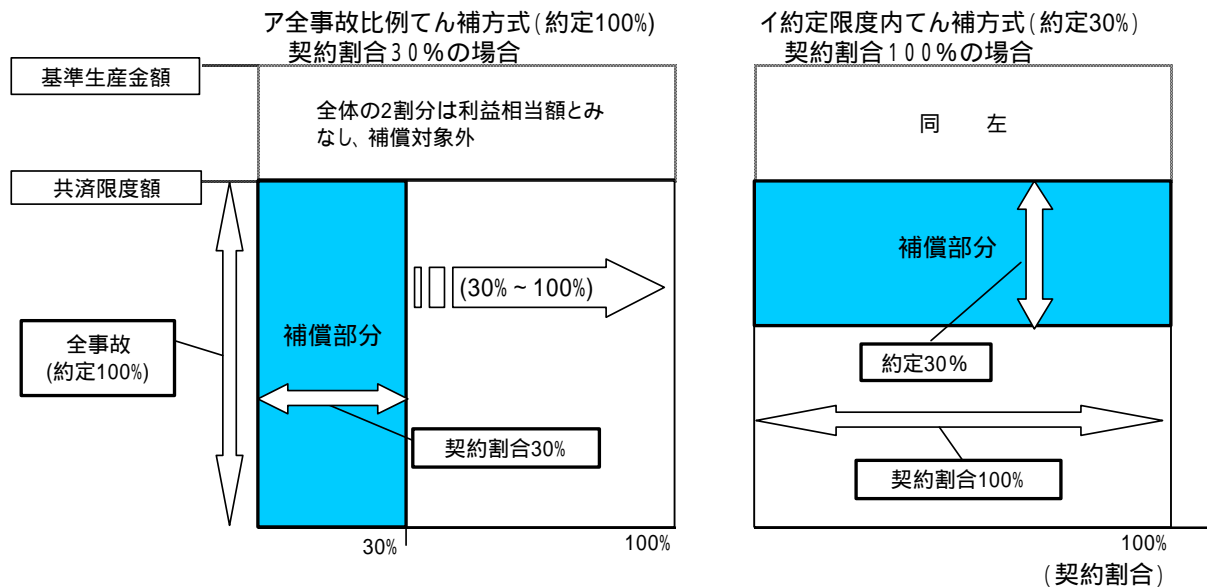
2 明石海峡船舶事故に係るノリ養殖漁業者支援対策

平成20年3月5日に明石海峡で発生した船舶3隻の衝突事故により甚大な被害を受けたノリ養殖漁業者に対する追加的な支援を実施

(1) 漁業共済掛金に対する補助（新規） （93,639千円（予備費））

明石海峡船舶事故や近年のノリ色落ち被害により、大幅な減収を生じているノリ養殖業者に対して、補償内容の充実した共済への加入促進を図るため、漁業共済掛金補助を実施

- ・対象共済 ノリ特定養殖共済
- ・対象者 県内のノリ養殖漁業者であって、下記のいずれかの共済に加入する者
 - ア 全事故比例てん補方式（約定100%）で契約割合30%以上
 - イ 約定限度内てん補方式（約定30%）で契約割合100%



- ・対象経費 純共済掛金のうち国庫補助額を除く掛金額（漁業者負担）
- ・補助率 大規模災害等により、前年度生産金額が基準生産金額から5割以上の減収となった漁業者 漁業者負担の30%
 - 〔 基準生産金額：過去5年の生産金額のうち、最高と最低の年を除く3年平均額 〕
- 以外の漁業者 漁業者負担の15%

【純共済掛金の負担割合】

	漁業者負担		
国庫補助金	漁業者等	県補助	市町補助
	〔 40% 55% 〕	〔 30% 15% 〕	(30%)

市町補助が漁業者負担の30%の場合（市町補助は任意）

- ・実施期間 平成20年度～22年度

(2) ノリ加工場等に係る県管理港湾・漁港施設占使用料の還付（新規）

（5,576 千円（歳入戻出））

油流出により生産活動が行えなかった期間に係る港湾・漁港施設占使用料を還付

- ・対象者 油流出により生産活動が行えなかった漁協
- ・対象施設 ノリ加工場、取水管施設等
- ・対象期間 3ヶ月

3 医師確保対策

医師の地域偏在、診療科偏在により、県内の公立病院等において救急等の政策医療を担う医師が不足している状況を踏まえ、医師確保対策を強化

地域医師県採用制度の創設（新規）

後期研修を修了した医師等を県職員として採用し、県内の公立病院等に派遣

- ・採用期間 4年間（勤務成績が良好な場合1回更新可能）
- ・勤務 1～2年目 県が指定する公立病院等勤務
3～4年目 県が指定する高度医療機関等勤務
- ・募集対象 後期研修（専攻医）を修了した医師をはじめ、県内の医療機関での勤務を望む卒業後6年目以降の医師
- ・採用人数 30名
- ・給与 派遣先の医療機関が負担
- ・その他 研究・研修費の支給を検討
- ・採用年度 平成21年度～